

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会  
会 長 一 戸 隆 男

一般財団法人 経済調査会「建築保全業務労務費等調査」について  
(回答のお願い)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記について、国土交通省が毎年公表しております「**建築保全業務労務単価**」の決定に資するため、一般財団法人 経済調査会（以下、「経済調査会」という）が、調査を実施いたします。

本調査の主たる目的は、次年度の入札予定価格の基準となる清掃員等の労務単価を決めるデータになることであり、「建築保全業務労務単価」は、国のみならず自治体等においても広く活用されており、保全業務委託費の算出に大きな影響を与えます。

その為、同調査にご回答を頂くに際しては、以下に記載いたします留意事項について、ご理解を頂き、ご返信くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、調査票の一式は、経済調査会より 7 月 20 日を目途に 8 月 18 日までの約 1 カ月を調査期間として、皆様のお手元に届く予定となりますので、申し添えます。

敬 具

【ご回答を頂くにあたっての留意事項】

- ① 「労務単価」は、基本給と通勤手当、家族手当、住宅手当等の基準内手当と賞与等の臨時の給与 1 年分を所定労働日数で割り返した、1 日所定労働時間 8 時間当たりの賃金であります。
- ② 清掃員 C、保全技術員補および警備員 C については上長の指示のもとに作業を行うものとなります。
- ③ 清掃員 B は 2 級ビルクリーニング技能士、保全技術員はボイラー 2 級、警備員 B については施設警備 2 級程度の資格者相当の前記、②に記載した技術者の上長となります。
- ④ 清掃員 A は 1 級ビルクリーニング技能士、保全技師補はボイラー 1 級、警備員 A が施設警備 1 級程度の資格者相当の前記、③に記載した技術者の上長となります。
- ⑤ 保全技師Ⅲ以上はボイラー特級または電気主任技師相当の技術資格を有する者で前記、④に記載した技術者の上長となります。

以上

.....【本件に関する事務局担当】.....

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 総務部 総務課 関内  
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階  
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 kenji@j-bma.or.jp